

大阪市民のみなさんへ

重大な児童虐待ゼロへ

市政

# 「市政改革プラン3.0」(令和2~5年度)を策定しました

市民生活の利便性を向上させ「市民が本市に暮らすことの満足度」をさらに高めていくため、新たな市政改革計画を策定しました。この計画に基づき、市民サービスの質の向上を図る取り組みを進めていきます。詳しくは大阪市ホームページをご覧ください。

めざす姿 **市民の暮らしの満足度向上**

生産性向上の視点



市民サービスの向上

コスト削減

スピードアップ

具体的な取り組み

改革の柱1 ICTを活用した市民サービス向上

- ①行政手続きのオンライン化とBPR\*
  - ②市民利用施設にかかる手続きの利便性向上
  - ③多様な公共料金支払手段の整備  
\*現状の業務プロセス等を見直し、刷新すること
- 例**
- ・区役所窓口等に訪れることなく行政手続きを可能にする
  - ・施設窓口を訪れることなくオンラインでの利用手続きを可能にする
  - ・公共料金の特性に合わせ、さまざまな支払手段を選択できる など

改革の柱2 官民連携の推進

- ①各事業の経営システムの見直し
  - ②最適な民間活力の活用手法の導入
- 例**
- ・老朽化した水道管の取り替えをスピーディーに行う
  - ・指定管理者が市営住宅の維持管理を行うことで、充実した付加サービスが提供される など



改革の柱3 効果的・効率的な行財政運営

- ①質の高い業務執行
  - ②施設・事業の適切なマネジメント
  - ③効率的な行財政運営
- 例**
- ・ドローンなどの最新技術を活用し、維持管理業務を効率化する
  - ・地域特性に応じた施設の最適な設置・維持を行うための、持続可能な施設運営を行う
  - ・歳入確保に向け、未利用地の有効活用を図る など

改革の柱4 ニア・イズ・ベターの徹底

- 例**
- ・地域の実情に応じたきめ細かな支援を行い、より多くの住民参加による地域運営の実現をめざす など



改革の柱5 人材育成・職場力の向上

- 例**
- ・リーダーシップを発揮できる職員や、専門性のある職員の育成・支援を進めることにより、職員の生産性を向上させる など

改革の柱6 働き方改革

- 例**
- ・長時間労働を見直し、テレワークなどの柔軟な働き方を推進することにより、職員の生産性を向上させる など



問い合わせ▶市政改革室改革プラン推進担当 ☎6208-9885 FAX 6205-2660

子ども・教育

## 不登校のお子さんを支援するための教室が西成にできます!

～IKEA鶴浜さんと一緒に作った、おしゃれで居心地のいい場所です～

学校外での学習を希望する不登校の生徒に学習の場を提供するための、教育支援センター(適応指導教室)です。ここでの活動は学校の出席として認定されます。不登校で悩んでいる市立中学校の生徒とその保護者の方は、ぜひ一度、見学に来てください!(完成は5月下旬予定)詳しくは大阪市ホームページをご覧ください。



詳細はこちら

ゆったりのんびりソファコーナー  
ソファエリアとワークエリアに分かれており、用途や気分に合わせて過ごし方を選べます。



問い合わせ▶教育委員会教育活動支援担当 ☎6208-9174 FAX 6208-7055

市政

## 新たな大都市制度について

### 特別区制度(いわゆる「大阪都構想」)への質問にお答えします ～住所はなるの?～



大阪市長 松井一郎

町名は、特別区設置の決定後、住民の皆さんのご意見をお聴きしながら決定します。  
住所変更にもなう手続きで、住民の皆さんにできる限りご負担をかけないよう、調整していきます。

町名は住民の皆さんのご意見をふまえて決定します

- 令和2年秋～冬 特別区設置についての住民投票
- 令和3年春 町名素案公表
- 令和3年度中 市会への報告を経て町名案決定
- 令和7年1月1日 特別区設置の日

「町名の取扱ルール(案)」をもとに作成した町名素案について、住民の皆さんにご意見をお聴きします。

住所変更の手続きについて

皆さんにできる限り手続きをしていただく必要がないように調整します。  
※過去の市町村合併の事例では、運転免許証や国民健康保険証などは住所変更の手続きをしていただく必要はありませんでした。

特別区制度(案)における「町名の取扱ルール(案)」

現在の行政区の名称は、住民の皆さんにとって愛着があることから、その取り扱いには十分に配慮し、一定のルールに基づいて町名に反映します。

**原則** 新たに設置する特別区の名称と現在の町名の間に、現在の行政区名を挿入します。

	市区名	行政区名	町名	街区符号	住居番号
変更前	大阪市	■ ■ 区	○ ○ 町 × 丁目	× 番	× 号
変更後	△ △ 区	—	■ ■ ○ ○ 町 × 丁目	× 番	× 号

**例外** 次の場合は、現在の行政区名を挿入しません。

- (例外1) ①特別区名と同一となる現在の淀川区・北区・中央区・天王寺区  
②方位と混同されやすい西区

現在の町名	取扱ルール(案)の原則では	例外適用後の町名
① 北区 池田町	・北区 北池田町	・北区 池田町
② 西区 九条	・中央区 西九条	・中央区 九条

- (例外2) ③行政区名と町名が連続する場合  
④漢字表記が連続する場合

現在の町名	取扱ルール(案)の原則では	例外適用後の町名
③ 住之江区 住之江	・中央区 住之江住之江	・中央区 住之江
④ 港区 港晴	・淀川区 港港晴	・淀川区 港晴

- ◆特別区制度は大阪府市を再編し、広域行政は府へ一元化するとともに、大阪市をなくし基礎自治体として4つの特別区を設置するものです。
- ◆今後、大都市制度(特別区設置)協議会で協定書の作成に向けて協議されるとともに、議会で審議されます。

問い合わせ▶副首都推進局問い合わせ担当 ☎6208-8989 FAX 6202-9355

特別区制度全般  
についてはこちら

大阪市 特別区 目次

検索

